

電気通信大学カーボンニュートラル推進本部規程

制定 令和3年9月13日規程第21号

(設置)

第1条 国立大学法人電気通信大学環境方針（平成18年制定。以下「環境方針」という。）に基づく活動を通じて、二酸化炭素排出の量の削減等（以下「カーボンニュートラル」という。）を達成するための全学的な取組の推進を図るため、電気通信大学（以下「本学」という。）に、カーボンニュートラル推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(任務)

第2条 本部は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 環境方針に基づく活動の企画立案、実施、調査及び改善並びに情報収集、啓発その他の活動の推進に関すること
- (2) カーボンニュートラルの実現に向けた計画案、目標値設定及び施策の策定に関すること
- (3) その他環境方針に関すること

(組織)

第3条 本部は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) カーボンニュートラル推進本部長
- (2) カーボンニュートラル推進副本部長
- (3) カーボンニュートラル推進本部員

(本部長)

第4条 本部長は、カーボンニュートラル推進本部長（以下「本部長」という。）とし、学長をもって充てる。

2 本部長は、本部の任務を総括し、本部所属の職員を指揮監督する。

(副本部長)

第5条 本部に、カーボンニュートラル推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。

(本部員)

第6条 本部に、カーボンニュートラル推進本部員（以下「本部員」という。）を置き、次の各号に掲げる職員をもって充てる。

- (1) 学長が指名する教育研究職員 5人
- (2) 総務部長
- (3) 学務部長
- (4) 学術国際部長
- (5) その他学長が必要と認めた者 若干人

(任期)

第7条 本部員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(本部会議の開催)

第8条 本部長は、本部の任務に関する重要事項について審議するため、カーボンニュートラル推進本部会議（以下「本部会議」という。）を主宰し、その議長となる。

2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。

3 本部会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

4 本部長が必要と認めたときは、構成員以外の者を本部会議に出席させ、意見を聴くことができる。

（議事）

第9条 本部会議の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

（ワーキンググループ）

第10条 本部に、その任務を円滑に遂行するため、本部会議の議を経てワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループに関し必要な事項は、本部会議が決定する。

（事務）

第11条 本部に関する事務は、総務部施設課が処理する。

（雑則）

第12条 この規程に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は、令和3年9月13日から施行する。

2 この規程の施行後、最初に置かれる本部員の任期は、第7条の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

3 電気通信大学エコキャンパス推進本部規程は廃止する。